



2006年2月2日 第2006-14号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

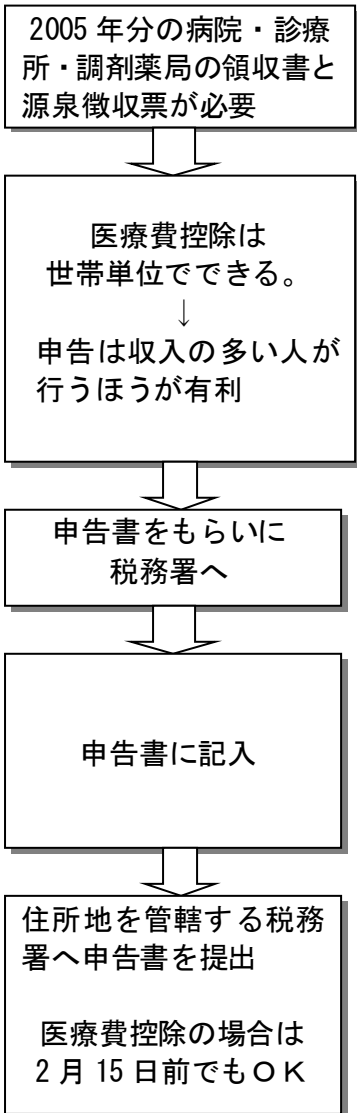
医療費が年間で10万円を超えたら

## 医療費控除を受けましょう！！

私たちはお医者さんにかかる時、窓口でかかった医療費の3割を支払っています。でも何度もお医者さんにいくと結構な金額になります。また、虫歯の治療で歯に「金」や「セラミック」を被せた場合は、何万円も支払うことがあります。

1年間に支払った医療費が10万円を超えると、その超えた分が医療費控除の対象になり、申告すれば、税金が還付されます。

そこで、私（JAM本部・古川）が実際に医療費控除の申告をやってみました。



ご不明な場合は最寄の税務署またはJAM本部社会政策局へ

2005年1月～12月分の領収書を集めます。うっかり捨ててしまったということもあるでしょう。「医療費控除を受けます」と言えば再発行または1年分をまとめた領収書を出してくれる場合があります。お医者さんや調剤薬局に相談してください。源泉徴収票がない場合は会社で発行してもらいます。

1人分では10万円を超えていなくても、夫婦・親子等で合算して10万円を超えていればOKです。私は共稼ぎをしています。夫の扶養家族ではありませんが、2人合わせて10万円を超えていれば申告できます。我が家が1年間に支払った医療費は218,130円でした。

$218,130 - 100,000 = 118,130$ 円が医療費控除の対象になります。

（注意！118,130円が還付されるわけではありません。）

申告は、収入が多い人が行ったほうが有利です。私より夫のほうが収入が多いので、夫の名前で申告することにしました。

申告書は全国共通です。どこの税務署でももらえます。私はJAM本部の近くにある、芝税務署へ申告書をもらいに行きました。「給与所得者ですが、医療控除を受けたい」といえば書類一式をくれます。

「給与所得者の医療費控除記載例」を参考に必要事項を記入します。集めた領収書を基に、病院や調剤薬局ごとに集計します。「難しいかな」と思っていたのですが、記載例に従って記入すればけっこう簡単でした。申告書に申告者（我が家は夫）の源泉徴収票を貼り付けて、完成！

**還付される税金は18,860円**でした。（今年の納税額によりかわります）

申告書の提出は、住所地を管轄する税務署へ提出します。どこかわからない場合は、最寄の税務署で教えてくれます。国税庁HPでもわかります。

<http://www.nta.go.jp/category/link/link.htm>

申告書の受付は原則として「土・日・祝日」は行っていません。提出は家族が行っても大丈夫です。また郵送や税務署に設置された「時間外文書収受箱」も利用できます。

